

* 認定こども園用（幼保以外）

新ひのお台幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	学校法人 中井学園
所 在 地	大阪府堺市南区新檜尾台4丁19番1号
電 話 番 号	072-297-1228
代 表 者 氏 名	理事長 淡野 宏仁

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園		
施 設 の 名 称	幼稚園型認定こども園 新ひのお台幼稚園		
施 設 の 所 在 地	大阪府堺市南区新檜尾台4丁19番1号		
連 絡 先	072-297-1228		
園 長	園長 淡野 喜美代		
利 用 定 員	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども
	245人	55人	0人
開 設 年 月 日	令和7年4月1日		
事 業 所 番 号			

3 施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業の提供を行うこと目的とします。

4 施設の運営の方針

- (1) 施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等を行わず、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供します。
- (2) 堺市、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、施設の運営を行います。
- (5) 教育・保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

5 施設・設備等の概要

敷地	敷地全体	3947.34㎡
	園庭	1780.44㎡
園舎	構造	地下2階、地上2階
	延べ面積	3259.69㎡
	築年月	昭和53年7月

設備	部屋数	
保育室	13	満3歳児 3歳児 4歳児 5歳児
遊戯室	1	
調理室	1	
一時保育室	1	一時預かり児

6 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	
園長	1	1		
教頭	1		1	
主幹教諭	1	1		
幼稚園教諭	38	17	21	
看護師				
栄養士	2	1	1	
調理員	6		6	

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(小児科・内科)

医療機関の名称	毛利クリニック
小児科医師名	毛利 晃之
所在地	大阪府堺市南区三原台3丁1-11
電話番号	072-290-0497

(歯科)

医療機関の名称	ナカイデンタルクリニック
歯科医師名	中井 正徳
所在地	堺市南区 赤坂台 2-5-2 ファミール赤坂台 104
電話番号	072-290-5518

(薬剤師)

医療機関の名称	(有)エム.エスファーマシー みずほ調剤薬局
薬剤師名	安田 真紀
所在地	堺市南区高倉台 1丁 2-2
電話番号	072-284-5120

7 教育・保育の提供日

1号認定こども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月1日～ 7月31日 ・2学期 8月1日～12月31日 ・3学期 1月1日～ 3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 7月23日～8月31日 ・冬季休園 12月23日～1月7日 ・春季休園 3月23日～4月7日	

8 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

基本時間：午前9時から午後2時

一時預かり時間：午後2時から午後6時45分

(2) 保育標準時間

基本時間：午前7時45分から午後6時45分

延長時間：無

(3) 保育短時間

基本時間：午前9時から午後5時

延長時間：午前7時45分から午前9時、午後5時から午後6時45分

9 教育・保育の内容

当園は、教育・保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、提供します。

(1) 教育・保育の提供

上記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育の理念

～を大切にされた教育・保育を提供します。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
3歳児		11時30分	15時	
4歳児		11時30分	15時	
5歳児		11時30分	15時	

* 献立表は毎月別途配布します。

* 食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

(4) 特別支援の必要な子どもの教育・保育

集団での教育・保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

(5) その他

一時預かり、延長保育を実施します。

10 利用定員

(1) 1号認定子どもの利用定員

3歳児 115名 4歳児 65名 5歳児 65名

(2) 2号認定子どもの利用定員

3歳児 25名 4歳児 15名 5歳児 15名

(3) 3号認定子どもの利用定員

0歳児 0名 1歳児 0名 2歳児 0名

11 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る利用者負担(保育料)

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 一時預かりに係る利用者負担

1日単位利用 600 円

(3) 延長保育に係る利用者負担

1月単位利用 1時間 200 円

(4) その他利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額
給食費（1号、新2号）	食材の原材料費	月額 6,000 円
給食費（2号）	食材の原材料費及び間食費	月額 8,400 円
保育料（2号満3歳児） 第一子及び堺市外在住	世帯の扶養義務者のうち、父母及び生計主宰者である祖父母の市民税額の合計に基づき決定します。	月額 0 円～67,000 円
教育拡充費（満3歳児）	保育補助者の人件費及び教材費	月額 2,200 円
教育拡充費（3～5歳児）	保育補助者の人件費及び教材費	月額 1,700 円
講師料（満3歳児）	絵画・造形、音楽講師への指導費	月額 600 円
講師料（3歳児）	絵画・造形音楽講師への指導費 体育専任講師への指導費	月額 1,300 円
講師料（4～5歳児）	絵画・造形音楽講師への指導費 体育専任講師への指導費 英会話専任講師への指導費	月額 1,300 円
バス代（近距離）	通園バスの利用料	月額 2,200 円
バス代（遠距離）	通園バスの利用料	月額 3,200 円

*（1）～（4）の支払方法は別途お知らせします。

1.2 利用にあたっての留意事項

(1) 入園（選考方法）

ア 1号認定の子ども

先着順により選考します。

イ 2号認定及び3号認定の子ども

市町村の利用調整結果に基づき、選考します。

(2) 退園

ア 契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の15日前までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

- ① 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ② その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに退園届を提出してください。

(4) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

1.3 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める非常防災対応マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	・ 自動火災報知機 ・ ガス漏れ探知機 ・ 非常通報装置 ・ 誘導等
避難・消火訓練	毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次 新檜尾公園 第2次 新檜尾台小学校

1.4 緊急時の対応

利用している子どもに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

1.5 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

種 類	災害共済給付
内 容	園の管理下に於ける園児の災害に対して給付を行う
補償金額	障害：最大4,000万 死亡：最大3,000万

1.6 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
解決責任者	園長 淡野 喜美代
受付担当者	教頭 清瀬 麻貴
相談時間	当園の開園日・開園時間内
電話番号	072-297-1228

第三者委員		
氏 名	古谷 俊之	竹本 友巳子
住 所	堺市南区新檜尾台3-7-1	堺市南区新檜尾台3-6-14
電話番号	072-298-7300	072-297-5126
役職・肩書等	新檜尾台小学校 校長	新檜尾台連合自治会副会長

17 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- ア 小学校への円滑な移行・接続は図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- イ 他の教育・保育施設等への転園する場合、その他きょうだいがある別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
- エ 保護者への情報発信や保育内容の開示の為、園児の写真を当園のホームページにアップします。ただし、保護者にのみお伝えしているパスワードを入力しないと閲覧できない仕様になっています。

18 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

19 その他の留意事項

- (1) 保育時間内の送迎は保護者が行ってください。園から配布しているネームプレートを必ず首から提げて行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。
- (2) 自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。
- (3) 教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。
- (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報に掲載は禁止します。

(別紙)

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 幼稚園型認定こども園 新ひのお台幼稚園
説明者 園長 淡野 喜美代

私は、書面に基づいて幼稚園型認定こども園新ひのお台幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所			
子どものなまえ			
保護者のなまえ	㊞	子どもとの続柄	

緊急連絡先①

なまえ		子どもとの続柄	
住所			
電話番号			

緊急連絡先②

なまえ		子どもとの続柄	
住所			
電話番号			